

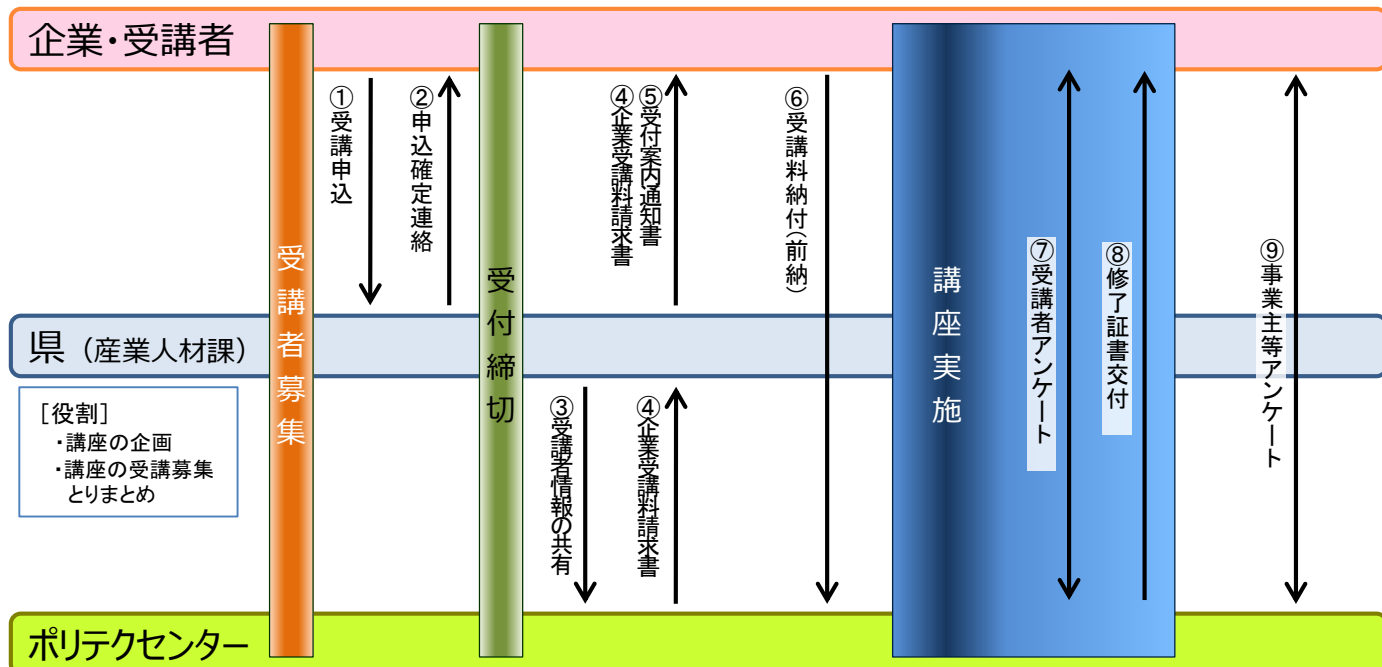
令和6年度

戦略産業人材育成事業「ものづくり共通技術講座」受講の手引き



- 本事業は、鳥取県がポリテクセンターと連携して実施します。
そのため、本事業により得た個人情報やポリテクセンターと共有し適切に管理します。
- 本事業で行う講座は、鳥取県内の企業の在職者を対象としています。
このため受講する際は、企業としての申込が必要であり、個人での申込はできません。

◎ 受講の流れ



県 (産業人材課)
[役割]
・講座の企画
・講座の受講募集
とりまとめ

ポリテクセンター
[役割]
・講座開催の準備と提供

※県内企業の技術力向上を支援するため、受講料の一部を県が負担しています。

項目	時期	概要
受講者募集	開催日2ヶ月前	・実施する講座の受講者募集を案内します。(受付開始日と締切日が設定されています) ※電子メール、県ホームページ、とっとりstepで募集を案内します。
①受講申込 ②申込確定連絡	募集期間内 (締切りは開催の1ヶ月前)	・「とっとり電子申請サービス(鳥取県)」のみで申込を受付ます。 ・申込と同時に「講座申込み内容確認メール」が自動返信されますが、この時点で受講は確定していません。 ・受付状況(人数等)を確認した後「受理通知メール」を送信します。 (定員の範囲内で申込順で受付)
③受講者情報を共有	締切直後	・申込に記載された受講者情報をポリテクセンターに提供し共有します。 ・受講料請求に係る事務処理、修了証書発行準備はポリテクセンターが行います。
④企業受講料請求書 ⑤受付案内通知書 等の郵送	締切後順次	・受講には受講料が必要です。 ・ポリテクセンター発行の受講料請求書、県発行の受講受付通知書、受講案内を県から申込の企業へ郵送します。
⑥受講料納付	支払期日まで (通常は業務日5日前)	・請求書の記載内容に従い、支払期日の午後3時までに ポリテクセンター指定口座 へ受講料を納付してください。(口座振込みのみで現金での支払は出来ません)
⑦受講者アンケート ⑧修了証書交付	講座最終日	・講座の最終日に、ポリテクセンターが受講者の方へアンケートを実施。 集計結果は県と共有します。 ・ポリテクセンターから各受講者に修了証書を交付します。(受講時間要件を満たした方のみ)
⑨事業主等アンケート	2~3月後	・効果検証のため、ポリテクセンターが企業の代表者の方等にアンケートを実施します。 ・アンケート結果は、⑧とあわせて県も共有し、今後の改善等に活用します。

◎ 受講料納付に関するお願い

- ・受講料はポリテクセンターが発行した受講料請求書の記載内容に従い、納付期限までに納付してください。
- ・納付遅延などが発生する可能性があります。事前にポリテクセンターにご相談ください。
- ・納付期限の前日までに入金の確認ができない場合、県又はポリテクセンターから納付依頼の連絡をさせていただく場合があります。

◎ 受講のキャンセル、変更の取扱、その他

【受講のキャンセル】

① キャンセル（受講受付通知書記載の受講者数の全部又は一部を減らすこと）の連絡について

- ・キャンセル可能期間：講座初日より**業務日5日前の午後3時**まで。
- ・可能期限経過後のキャンセル連絡は**お受けできません**。
- ・連絡方法：県の担当者に**電話**で連絡してください。メールでのキャンセル受け付けはできません。

② キャンセルに伴う受講料の取り扱い

- ・受講料納付後、キャンセル可能期限までに連絡いただいた場合は、後日受講料をポリテクセンターから返還します。
- ・キャンセル連絡がない場合、既に納付された受講料の返還はできません。また、**講座の出欠に関わらず受講料は納付していただきます**。

【受講者の変更】

① 都合により受講者を変更することは可能です。その場合、以下の期限までに県に電話連絡してください。

- ・連絡期限：講座開催の前日の午前中。（祭日、県庁休日の場合は直近の業務日）

② 連絡期限以降に受講者を変更された場合、受講して頂くことはできますが、規定により修了証書又はその他証明書の発行ができないことがあります。

【その他】

① 募集期間前に定員に達した場合は、「キャンセル待ち」を受付けます。個別にお問合せください。

② 募集期間終了時に定員に達していない場合は、受付期限を延長する場合があります。

その際はホームページ、メール等でお知らせします

先着順で申込をお受けすることから、定員の都合上他の企業様がキャンセル待ちをされている場合もあります。
キャンセル等は可能な限り早い時点で連絡いただきますようお願いいたします。

（対象企業）

- 講座の受講対象は鳥取県内の製造業で、主として成長3分野（医療機器・自動車・航空機）への事業展開を進める企業、及びICT分野の企業です。ただし、この分野に該当しない県内企業でも受講できます。

（関係法令）

- 本講座は、職業能力開発促進法で定める公共職業訓練のうち、在職者訓練の高度職業訓練専門短期課程に該当します。このため、受講修了者には、同法第22条に基づき修了証書を交付します。（交付の要件として、該当する講座への全日程出席（遅刻・早退の場合、交付要件を満たしません）が必要です。）
- 修了証書には、職業能力開発促進法施行規則第29条の3の規定により、受講修了者の生年月日を記載する必要があることから、受講者の個人情報提供についてご理解・ご協力をお願いします。

（講座の中止）

- ポリテクセンターの最少催行人員要件を満たさない場合、または天候不良その他のやむを得ない事情が発生した場合には講座の開催を中止することがあります。その際は受講申込のあった企業にすみやかに連絡します。
- 既に受講料を支払っている講座の開催が中止となった場合は、ポリテクセンターより受講料を返還します。

（その他）

- この受講の手引きで、締切等の「×日前まで」とある記載は、土・日・祝日、年末年始などの県庁の閉庁日を除いた業務日の日数を意味しますので、ご注意ください。
- 申込の際に入手した個人情報は、本事業を連携して実施・運営しているポリテクセンターと共有し適切に管理します。また、本事業、その他関連する研修、助成事業の案内に利用させていただきます。

